

平成19年9月10日（月曜日）

議事日程第3号

平成19年9月10日（月曜日）午前10時開議

- 第 1 一般質問
- 第 2 議案第153号 大仙市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について （質疑・委員会付託）
- 第 3 議案第154号 大仙市手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
（質疑・委員会付託）
- 第 4 議案第155号 大仙市立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定につい  
て （質疑・委員会付託）
- 第 5 議案第156号 大仙市公園条例の一部を改正する条例の制定について  
（質疑・委員会付託）
- 第 6 議案第157号 大仙市神岡地域公共下水道事業受益者負担に関する条例の一  
部を改正する条例の制定について （質疑・委員会付託）
- 第 7 議案第158号 大仙市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定  
について （質疑・委員会付託）
- 第 8 議案第159号 大仙市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例及び大  
仙市下水道条例の一部を改正する条例の制定について  
（質疑・委員会付託）
- 第 9 議案第160号 大曲市内小友財産区管理会条例等の一部を改正する条例の制  
定について （質疑・委員会付託）
- 第10 議案第161号 大仙市男女共同参画都市宣言について  
（質疑・委員会付託）
- 第11 議案第162号 市道の路線の認定及び廃止について （質疑・委員会付託）
- 第12 議案第163号 平成19年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入額の変更  
について （質疑・委員会付託）

- 第 1 3 議案第 1 6 4 号 平成 1 9 年度大仙市老人デイサービス事業特別会計への繰入額の変更について (質疑・委員会付託)
- 第 1 4 議案第 1 6 5 号 平成 1 9 年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入額の変更について (質疑・委員会付託)
- 第 1 5 議案第 1 6 6 号 平成 1 9 年度大仙市一般会計補正予算 (第 5 号) (質疑・委員会付託)
- 第 1 6 議案第 1 6 7 号 平成 1 9 年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) (質疑・委員会付託)
- 第 1 7 議案第 1 6 8 号 平成 1 9 年度大仙市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) (質疑・委員会付託)
- 第 1 8 議案第 1 6 9 号 平成 1 9 年度大仙市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号) (質疑・委員会付託)
- 第 1 9 議案第 1 7 0 号 平成 1 9 年度大仙市老人デイサービス事業特別会計補正予算 (第 1 号) (質疑・委員会付託)
- 第 2 0 議案第 1 7 1 号 平成 1 9 年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算 (第 1 号) (質疑・委員会付託)
- 第 2 1 決算特別委員会の設置について
- 第 2 2 決算特別委員会委員長、副委員長の選任について
- 第 2 3 議案第 1 7 2 号 平成 1 8 年度大仙市一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定について (質疑・委員会付託)
- 第 2 4 議案第 1 7 3 号 平成 1 8 年度市立大曲病院事業会計決算の認定について (質疑・委員会付託)
- 第 2 5 議案第 1 7 4 号 平成 1 8 年度大仙市上水道事業会計決算の認定について (質疑・委員会付託)
- 第 2 6 請願第 1 4 号 アメリカ産牛肉の輸入条件の緩和に反対し、国内での全頭検査を維持する予算措置の継続を求めることについて (委員会付託)
- 第 2 7 請願第 1 5 号 生産者米価、農産物価格の保障を農政の柱にすることを求めることについて (委員会付託)

- 第28 請願第 16号 循環型堆肥工場の建設に関することについて (委員会付託)
- 第29 陳情第 52号 「非核日本宣言」に関することについて (委員会付託)
- 第30 陳情第 53号 原爆症認定制度の抜本的改善を厚生労働省に求めることについて (委員会付託)
- 第31 陳情第 54号 県の「子育て新税」を導入しないよう求めることについて (委員会付託)
- 第32 陳情第 55号 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関することについて (委員会付託)
- 第33 陳情第 56号 有害鳥獣対策の抜本強化に関することについて (委員会付託)
- 第34 陳情第 57号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求めることについて (委員会付託)
- 第35 陳情第 58号 仙北西部漁業協同組合に対する補助金の大仙市における復活交付について (委員会付託)
- 第36 陳情第 59号 原爆症認定制度の改革を求めることについて (委員会付託)
- 第37 陳情第 60号 いじめ・不登校対策のための施策を求めることについて (委員会付託)
- 第38 陳情第 61号 「地域安全・安心まちづくり推進法」の早期制定を求めることについて (委員会付託)

---

出席議員 (28人)

- |           |          |          |
|-----------|----------|----------|
| 1番 橋本五郎   | 2番 佐藤文子  | 4番 佐藤隆盛  |
| 5番 藤井春雄   | 6番 杉沢千恵子 | 7番 佐藤孝次  |
| 8番 高橋敏英   | 9番       | 10番 千葉健  |
| 11番 渡邊秀俊  | 12番 金谷道男 | 13番 斉藤博幸 |
| 14番 佐々木洋一 | 15番 大野忠夫 | 16番 武田隆  |
| 17番 菊地幸悦  | 18番 佐藤芳雄 | 19番 大坂義徳 |
| 20番 大山利吉  | 21番 門脇一男 | 22番 本間輝男 |

23番 藤田君雄      24番 高橋幸晴      25番 橋村誠  
26番 佐々木昌志      27番 鎌田正      28番 北村稔  
29番 竹原弘治      30番 児玉裕一

---

欠席議員（1人）

3番 小山誠治

---

説明のため出席した者

市長	栗林次美	副市長	久米正雄
教育長	三浦憲一	代表監査委員	田牧貞夫
総務部長	老松博行	企画部長	佐々木正広
市民生活部長	元吉峯夫	健康福祉部長	深谷久和
農林商工部長	藤原薫	建設部長	柴田勝三
病院事務長	富岡暁雄	水道局長	田口良邦
教育次長	相馬義雄	教育次長	今井聰
総務課長	進藤雅彦		

---

議会事務局職員出席者

局長	田口誠一	参事	高橋薫
副主幹	伊藤雅裕	副主幹	加藤博勝
主任	菅原直久		

---

午前10時00分開議

○議長（橋本五郎君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます

欠席の届け出は、3番小山誠治君であります。

遅刻の連絡があったのは、27番鎌田正君であります。

---

○議長（橋本五郎君） 本日の会議は、議事日程第3号をもって進めます。

---

○議長（橋本五郎君） 日程第1、本会議第2日に引き続き、一般質問を行います。

順次質問を許します。はじめに17番菊地幸悦君。はい、17番。

○17番（菊地幸悦君）【登壇】 おはようございます。だいせんの会の菊地でございます。ただいまからだいせんの会を代表いたしまして一般質問を行います。

質問に入ります前に、去る7日の台風9号が秋田県を直撃するということが大変心配されましたが、当大仙市では旧太田町で作業小屋のトタン屋根が1棟剥がれた以外は大した被害もなく通過してくれましたことは、本当に良かったとほっとしているところがあります。

また、質問の中で今定例会6番目の質問者ということで、先に質問されました先輩議員と重複する面もあろうかと存じますが、内容が異なるものと思いますので、それに合わせたご答弁をお願いいたします。

それでは、通告に従い質問を行います。

はじめに、財政改革についてお尋ねいたします。

先日、市当局より、大仙市の財政推移と今後の見通しについての説明がありました。現状の財政運営のままでは地方交付税の減少や少子高齢化に伴う社会保障費の増加などにより今後も財源不足は続き、平成22年度には財政調整基金が枯渇するとともに平成22年度から平成24年度までの3年間は収支不足となる見込みであるとのことであり、また、借金返済による財政負担の度合いを判断する指標であります実質公債費比率につきましては、平成18年度で17.6%となっておりますが、平成19年度には最初の基準であります18%を超え、平成24年度には22.1%でピーク状態になると予測されております。いずれも大変厳しい見通しとなっており、このため市当局は、今後、自主財源のさらなる確保や徹底した歳出削減のもと、収支不足の改善に取り組み、財政構造を安定させる必要があるとしております。大仙市の財政状況が今後とも大変厳しいことが改めて認識させられたわけでありましたが、まずこうした大変厳しい財政状況に陥った原因はどこにあったと分析されておられるのかお尋ねいたします。

市当局は、今後の財政改革に向けた主な取り組みとして、歳入関係では自主財源の確保策として徴収体制の強化による市税及び税外収入の確保、使用料金などの見直し、広告収入の確保、遊休財産の売却促進、家庭ごみの有料化の5項目を掲げております。また、歳出関係の主な取り組み事項として、市債発行額の抑制、補助金の見直し、公共施設運営コストの縮減、人件費の抑制、予算執行における徹底した歳出削減、職員意識の

さらなる改革とマンパワーの活用の6項目を掲げております。この歳入・歳出合わせて11項目の取り組み事項につきましては、具体的な数値目標などが検討されていると思いますが、どのような内容としているかお知らせいただきたいと思っております。

現時点における大変厳しい財政見通しを勘案いたしますと、今後の財政改革は不退転の決意で取り組まなければならないものと考えますが、市長の見解をお尋ねいたします。

次に、市の企業誘致対策についてお尋ねいたします。

市は、5月7日の市長定例会見で平成19年度スプリング・レビューについて公表しました。その中で企業誘致対策に力を入れるとされております。私はこれを見たとき、市長も企業誘致に本格的に取り組まれるお考えと意を強くした次第であります。近年の市民要望も若者の働く場所の確保が喫緊の課題となっております。また、本市の現況に接するとき、市民の要望は雇用機会の拡大を望んでいるのではなかろうかと存じます。

ご案内のとおり、企業は何のメリットもないところには来てくれないということであり、私は現在の市の企業誘致にかかわる体制並びに諸制度などは積極性に欠けているのではないかと感じられるものであります。確かに誘致業務は相手側との接触に始まり、適地の確保、工場建設、従業員の採用など操業まで3～5年程度の期間を要することもあり大変困難を伴う仕事でもありますが、この際、市民の雇用拡大のため、現下の苦しい財政状況下でもありますが、工夫を凝らし是非進めていただきたいと存じます。市長の見解をお尋ねいたします。

また、本年6月11日、企業誘致に取り組む自治体の支援を目的とした企業立地促進法が施行され、この度、政府、企業立地促進法支援先10県12地域が決定され、本市も指定となる地域に選ばれましたが、これまでの経緯などについてお知らせいただきたいと思っております。

次に、平成19年度からの新たな米政策についてお尋ねいたします。

本年度から実施されております品目横断的経営安定対策は、経営規模拡大による農業の構造改革を意図したものであり、戦後の大転換というよりは戦後農政の総決算という意味合いが濃厚であると思っております。品目横断的経営安定対策は、面積要件によって担い手を絞り込んでおり、大規模経営の個人や法人が認定農業者として対象になることは相対的に容易であります。問題は小規模経営で認定農業者としては対象にならない農業者が参画することによって要件を満たすことのできるような集落営農を組織化することができるかどうかということであり、

まず最初に、最新の大仙市における担い手の確保状況についてお尋ねいたします。

また、面積要件で対象から除外されかねない後継者不在の高齢者農家や小規模兼業農家が担い手としてどの程度集落営農組織の一員となっているのか、また、集落営農組織の一員になれない農家に対する支援などについてどのような方針であるのかお尋ねいたします。

次に、政府の経済財政諮問会議をはじめとして兼業農家に対する風当たりは強いものがあります。現場ではむしろ兼業農家が貴重な担い手の一つであるとともに、主たる担い手の予備軍としての期待も大きいと感じられるところでもあります。当市では兼業農家をどのような位置づけをしているかお尋ねいたします。

次に、品目横断的経営安定対策と両輪を成す農地・水・環境保全向上対策につきましては、管内122の組織において地域のクリーンアップや水路浚渫、施設の補修、花きの植栽などの活動が実施されておるところであります。本対策の趣旨の一つは、地域住民の積極的な交流と一体的な取り組みということと認識しておりますが、中にはトラブルが発生している組織もあると聞き及んでおります。現時点での各組織の取り組み状況をどのように評価しているのかお尋ねいたします。

また、市は各組織の主体的な取り組みに対して、どのように関わり合いを持っていく方針なのかお尋ねいたします。

次に、大仙市役所新庁舎の建設についてお尋ねいたします。

大仙市の将来像を描くとき、どうしても隣の横手市と見比べてしまいます。8月9日付の朝刊に横手市が新庁舎を考える市民会議を立ち上げた記事が掲載されておりました。市民の利便性や行政事務処理の効率性など多方面から建設の是非も含めた新庁舎のあり方を検討していくとのことでした。このほか市の部局長等で組織する新庁舎を考える庁内検討委員会も設置され、両組織間で情報共有や意見交換を進めていくとのことでした。また、竣工年を調べてみましたら、横手市役所は平成元年、大仙市役所は昭和48年の竣工でした。大仙市役所の方が15、6年も前に建設されていることになります。当市では仙北組合総合病院の移転問題もありますし、財政状況が非常に厳しい中で今すぐどうこうできるわけではないのは認識しておりますが、当市でも将来に向けて何らかの検討を始めるべきではないかと思えます。市長の見解をお伺いいたします。

私の最後の質問となります。入札契約制度について質問いたします。

まずもって先の大沢郷地区統合簡易水道事業に関しましては、市長の寛大なご決断に

より地元業者発注を優先させていただきまして、市長の寛大なご決断により地元業者発注を優先させていただきまして本当にありがとうございました。

さて、一般的には景気は回復していると言われてはいますが、地元建設業者、あるいは土木業者にとりましては大変な時代を迎えておりますことは市長もご存知のことと思います。企業努力はしているものの全体の発注件数が激減しているため、悲鳴をあげている業者がたくさんおります。当市では今年度4月から入札制度を改正し、1、一般土木工事のブロック制の解消、2、公募型指名競争入札制度の導入、3、等級別発注標準表の重複部分の解消、4、低入札価格調査制度の改正、5、工事成績評定の実施などを行い、7月からは総合評価落札方式を施行しております。この方式は必ずしも安い価格の入札者が落札者になるとは限らず、価格以外の要素に対する評価がより大きな提案をしたものが落札者となり得るわけで大変評価できる方式だと思います。

そこでお伺いいたします。他市町村の業者が大仙市の入札に参加できないような、大仙市独自の思い切った入札制度を創設することができないものでしょうか。特に水道工事などに関しては土木工事の業者が水道工事を含めて一括して落札し、水道工事は地元業者でなく他市町村の業者に外注させるといったようにいろいろな方法で大仙市の工事に参入してきます。入札に参加する場合は、すべての工事を専門の工事業者と共同企業体を組むとか、あるいは別々に分けて発注する方式をとっていただきたいと思います。また、宅地造成などの開発行為の場合は、災害などの緊急事態が発生した場合は地元業者でないと早急に対応ができないという理由から、例え指定業者であっても地元業者以外は工事の許可はしないというように、独自に一定のルールを決めて行っているほかの自治体もあります。当市では等級なども県で格付したものを参考にして行っておりますが、もっと大仙市独自で決めて他市町村からの入札参加を阻止できるような思い切った方法を考えていただきたいと思います。市長の見解をお伺いいたします。

また、今年の10月から試行し、来年4月に実施される電子入札システムの導入にあたり、どのくらいの経費が必要なのかも併せてお聞かせください。

以上で私の壇上からの質問を終わらせていただきます。ご静聴ありがとうございました。

○議長（橋本五郎君） 17番菊地幸悦君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 菊地幸悦議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、財政改革についてであります。



はじめに、現在の厳しい財政状況に陥った原因についてであります。主たる要因は概ね次の4点に整理できるものと考えております。

1点目は、もともと財政基盤が脆弱な市町村が合併したことに加え、税源移譲により地方交付税や国庫補助負担金の削減・廃止等、歳入状況の大きな変化に起因するものであるとと考えております。特に歳入の4割弱を占める地方交付税は、普通交付税の代替的財源として発行できる臨時財政対策債を含めた金額で、17年度と18年度を比較しますと約6億8,000万円の減となっており、これを基金の取り崩し等で補った形となっております。

2点目は、義務的経費の増加によるもので、人件費では類似団体を大きく上回る職員数を抱えていること、扶助費においては人口の高齢化や児童手当の制度改正、また、生活保護費の地域拡大により増加していることが挙げられます。

3点目は、旧市町村で合併前において実施した事業及び旧市町村で計画し、引き継いで実施した事業により、これらに係わる起債償還が年々増加していることなどが挙げられます。

4点目は、合併協議をもとに事務事業を執行してまいりましたが、比較的高い水準で事務事業を統一したことにより、財政力以上の事業執行を行ったことが要因であると考えております。

これに加え、新たな施設に係る維持管理費、下水道事業など特別会計に対する繰出金の増加等が加わった結果によるものと分析しております。

次に、財政改革に向けた取り組み事項の具体的な数値目標についてであります。歳入関係の主なものとして、市税をはじめとする滞納繰越額の増加が収納率の伸びない要因となっておりますので、これらの解消に向け、特に市税については自主財源確保の最も重要な課題でありますので、現年、滞納繰越分合わせて、一般税については95%を、国保税については80%を当面の目標値として設定し、積極的に取り組んでまいります。

また、使用料等の見直しは、本来あるべき受益者負担の考えのもと、平成20年度から幼稚園保育料、公共下水道及び集落排水施設の使用料の改定を行い、今後も社会経済情勢なども考慮しながら、個々の事務事業について受益者負担の適正化について取り組みを進めたいと考えております。

歳出関係の主なものにつきましては、投資的経費の見直しや重点化等により市債の発行額を極力抑え、公債費の縮減を図ります。現在の財政推計は総合計画の実施計画を

100%実施した場合の積算であります。これを70%程度に抑えけるとともに道路新設改良費を含む市単独事業の大幅な縮減を行ってまいりたいと思っております。

また、人件費に関しましては、平成19年度においても管理職手当の削減や時間外手当の縮減のほか、職員給与の削減を実施しておりますが、今後は定員適正化計画にのっとり、退職者補充に係る新規採用を抑えるとともに早期退職者制度を活用し、平成22年度までに132人の職員削減を図ってまいりたいと考えております。

次に、これからの財政改革につきましては、地方分権の本格化に伴い、地方の自主自立や自己管理、自己責任が一層求められる中、知恵と工夫のない自治体は今後ますます厳しい状況に陥り、財政運営においても現実には地域間格差が広がることになるかと認識しております。

これらを踏まえまして平成20年度から21年度までの2年間は集中的な財政改革期間と位置づけ、自主財源の確保と徹底した歳出削減に取り組めます。特に経費の削減にあたっては、削減に取り組む職員の意識改革が何より必要であります。現在の厳しい財政状況を認識し、最小のコストで行政効果が発揮できるよう職員の創意工夫を促し、財政改革に取り組んでまいりたいと考えております。

質問の第2点は、企業誘致対策についてであります。

企業誘致は就労の場や地域への定住促進、消費の拡大など地域の活性化を図るため極めて重要な課題であります。これまでも誘致や規模拡大について活動し、企業の進出や既存企業の事業規模の拡大等一定の成果を見たところでありますが、本年度からは商工観光課内に企業対策班を設け、企業誘致活動や事業規模拡大への支援など、さらに積極的に取り組んでいるところであります。

4月には市単独で14社の企業を訪問し、6月にはハローワーク大曲や県地域振興局とともに企業訪問を行っております。また、7月には首都圏企業との懇談会やふるさと会に出席し、企業との接触の機会を増やすなど、企業の事業規模拡大の情報把握や市制度等のPRに努め、県企業誘致推進協議会等の関係機関との連携を密にしております。

また、雇用の場の確保の面から、企業誘致のほかに既存企業の果たす役割が大きく、2年間で終了予定でありました雇用助成金制度について、雇用拡大に目を向けた制度に改め、引き続き新規雇用の喚起を促してまいります。

次に、企業立地促進法に基づく地域指定の経緯についてであります。

企業の立地の促進や事業の高度化による産業集積の形成・活性化に関して、自治体の

主体的かつ計画的な取り組み及び区域内の対象企業の支援を行うことにより地域経済の自立的発展の基盤の強化を図ることを目的として4月26日に法律が制定され、6月11日に施行されております。

これを受け、今後の企業の立地支援策の一つとして、法に基づく企業への優遇も受けられるよう、大仙市も6月26日に設立となった秋田県電子・輸送機関連地域産業活性化協議会に参加し、1県6市1町による県中央から県南地域を電子・輸送機関連産業の集積地域として国と協議し、7月30日には同意を得たものであります。

本市は、にかほ市、由利本荘市を中心とする電子部品関連産業、横手市を中心とする自動車関連産業の集積の影響を受けており、どちらの産業とも関わりを持ちながら大学や研究機関、隣接の自治体などとの協力によって集積を図りたいと考えております。

質問の第3点、新たな米政策に関する質問につきましては、農林商工部長から答弁させていただきます。

質問の第4点は、市役所新庁舎の建設についてであります。

新庁舎の建設につきましては、合併協議会に当時の市町村長会議で合併後直ちに新庁舎建設について検討を開始するとの調整案が報告され、新市建設計画には主要事業として庁舎建設事業の記載があります。

しかしながら先に議員の皆様にお渡しした「大仙市の財政推計と今後の見通し」が示すとおり、地方交付税の減少や少子高齢化による社会保障費の増加などにより、平成22年度から24年度までは収支不足が予想されるほか、22年度には財政調整基金が枯渇する恐れもあります。この厳しい財政状況を勘案しますと、まずは財政構造を安定させ、現在予定されている事業を完了させることが最優先課題であり、現在の総合計画の期間内での庁舎建設は困難であると考えております。

また、総合計画策定時の市民意識調査の中で、「大仙市にふさわしい庁舎」を望む声は3.7%と低い数値となっております。幸い当市は分庁方式ではないため、市民の皆様からは不便だとする声あまり聞かれませんが、大曲庁舎を除いた各総合支所の庁舎は比較的新しい施設であることから、市民の要望や課題を優先的に解決した後、建設の是非を含めた検討会を立ち上げて遅くはないものと考えております。

質問の第5点、入札契約制度に関する質問につきましては、副市長から答弁させていただきます。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。久米副市長。

○副市長（久米正雄君） 質問の第5点、入札契約制度についてお答えいたします。

はじめに、大仙市独自の入札制度についてであります。

現在、業者選定については、大仙市工事請負業者等選定要綱の「等級別発注標準表」に基づき指名を行っており、他市町村の業者に関する指名の基準については「大仙市等級格付及び指名基準に関する運用基準」に基づき実施しているところであります。この運用基準の概要としましては、合併時は大仙市内に支店または常時建設工事等の請負契約を締結する営業所を有する者を「準市内業者」として、技術者保有基準等の要件を満たした場合、等級格付することができることと規定し、工事業者については営業所を開設した業者すべてを準市内業者として認めておりました。その後、秋田市のほか大手業者の営業所開設の動きがあり、大曲仙北広域圏内の仙北市及び美郷町に本店を有する業者に限定する改正を行うとともに、今年4月からは各工種とも競争性を確保できる業者数となっているなどの理由で仙北市及び美郷町の業者が営業所等を開設しても準市内業者と認めないこととしているところであります。

業者の格付については、現在、秋田県の格付を準用しており、10月からは秋田県と電子入札の共同利用に伴い秋田県のデータベースを共用することから独自格付は不可能な状況であります。但し、等級別発注標準表や運用基準については市独自で定めたものでありますので、各等級の金額ラインや準市内業者の取り扱いについての改正は合併前の状況等を勘案しながら慎重に対処する必要があると考えております。

工事発注に関連した他市町村業者への下請負については、説明会をはじめ下請負の際は市内業者と下請負契約をしていただくよう強く要請しているところではありますが、ご指摘のとおり市外業者と下請負契約をしている事例が見られますので、今後は元請業者への理解を得ながら指導してまいりたいというふうに思っております。

水道施設工事については、合併時は県の格付を有した業者を指名しておりましたが、平成18年10月からは付加要件として配水管技能者、または給水装置工事配管技能者などの要件をクリアした業者に限り指名しており、今年の10月からはさらに競争力を高めるため公募型指名競争入札に移行し、電子入札についても一般土木工事及び舗装工事に引き続き試行してまいります。今後は、総合評価落札方式を視野に入れながら災害等の緊急事態への対応などの評価項目の設定についても検討してまいります。

次に、入札システム導入経費につきましては、10月から試行するにあたり本年度の予算措置として秋田県電子入札システムに大仙市の入札機能を持たせるための改修費と

しての一時経費が302万9千円、システムの運用経費が半年分として174万6千円、合わせて477万5千円を秋田県に負担金として支払い済みであります。そのほかに専用パソコン2台分の購入費、担当者への操作研修会経費など合わせて562万2千円を計上しているところであります。

来年度から全工種にわたり電子入札に移行したいと考えておりますが、大幅な件数増になりますので、市及び県システム連携のための改修経費については、本年度の試行・経験を踏まえながら、効率的・経済的な方向で検討を加え、全面移行に備えたいと考えております。

電子入札システムについては、図面や各種情報の電子化、通信ネットワークを利用した情報の共有化等により各種情報が効率的に交換できるようになり、ペーパーレス化が進むことから、発注者側からは事務の簡素化が可能になり、受注者側からは移動コストの縮減等が期待されます。さらに、インターネット上で一元的に発注の見通しに係る情報、入札公告、入札説明書等の情報を取得できるようにすることにより、格付を有する業者が公共工事の入札に参加しやすくなり、競争性が高まることも期待されます。また、これらに加え電子入札システムの導入は、入札参加者が一堂に会する機会を減少させることから、談合等の不正行為の未然防止にも一定の効果があるものと考えております。

以上であります。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。藤原農林商工部長。

○農林商工部長（藤原 薫君） 質問の第3点は、新たな米政策についてであります。

はじめに、担い手の確保状況についてであります。品目横断的経営安定対策に加入した担い手は、認定農業者が866経営体で農業法人が26経営体、集落営農組織が67経営体の合わせて959経営体となっております。経営面積の合計は8,644haで、大仙市の約44%の農地を担い手が経営していることとなります。

次に、集落営農組織への参加状況につきましては、品目横断的経営安定対策に加入した集落営農組織67経営体に参加している構成員は1,146人となっており、のうち認定農業者を除いた959人が小規模経営農家に該当するものと考えております。

次に、集落営農組織に参画できない農家の支援等につきましては、米価が下落した場合には、稲作構造改革促進交付金により10a当たり3千円を上限に、基準収入と当年産収入の差の65%の助成を受けることができます。また、生産調整を実施した場合には従来どおり産地づくり交付金による助成を受けることができます。

しかしながら、これらの事業は平成21年度までの措置となっておりますので、それまでの3年間に多くの農家が品目横断的経営安定対策に加入できるよう、なお一層制度の周知を図るとともに、これまでどおり集落営農・法人化支援センターの専門指導員を中心に関係機関と連携を図りながら、組織など品目横断的経営安定対策の担い手となるよう働きかけを行ってまいります。

次に、兼業農家の位置づけにつきましては、兼業農家比率は89.6%で、うち農業以外が主体の2種兼業農家は71.3%となっており、水田農業を維持するため、また、農地荒廃を防止するために兼業農家は重要な役割を担っております。

しかしながら、兼業の個別経営のままでは米価下落の影響や国の助成制度の恩恵を受けにくいことから農業収入の伸びは期待できず、農業経営に係る経費はそれほど変わらないことから、結果的に農業所得が減少してしまうという懸念がございます。

こうした状況に陥らないよう、効率的かつ安定的に農業生産を行うことができる担い手の確保・育成に努めており、特に重点的に推進している集落営農組織においては、兼業農家や女性、高齢者がそれぞれの事情や条件に合った形態で営農に参加したり複合経営の取り組みが可能と考えておりますので、引き続き集落営農組織への参加を啓蒙普及してまいりたいと思います。

次に、農地・水・環境保全向上対策の取り組みに係る評価についてであります。本対策は本年度から5カ年の予定で農村環境の保全を地域ぐるみで行う事業でありまして、ご案内のように管内122の組織がそれぞれ活動目標を持ち共同活動を実施しております。

現時点での取り組み状況につきましては、5カ年事業の初年度でもあることから、組織の運営、景観作物の技術管理等について一部課題を残す事例も見受けられますが、多くは景観作物の植栽や生態系保存などの事業を地域住民とともに、本対策の趣旨に沿った活動が順調に実施されていることから、一定の成果が上がっているものと考えております。

次に、市の関わりにつきましては、組織の活動内容と事業要件や市の行政施策との整合性の点検、指導していく必要がありますが、組織の主体性を尊重しながら本対策の趣旨に沿った活動となるよう支援してまいります。

また、市の推進事業として景観作物の栽培管理や経理ソフトの講習会、活動に係る相談会などを実施しておりますが、今後も農業用施設の補修の講習会ははじめ意見交換会な

どを開催し、各組織が目標に向かい円滑な活動ができるよう情報提供等を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本五郎君） 17番、再質問ありませんか。はい、17番。

○17番（菊地幸悦君） まず、丁寧なご答弁ありがとうございました。1つだけ再質問させていただきます。

一般土木工事のB級とC級クラスの今後の建設部の発注予定をちょっと聞いてみましたら、道路河川課がなし、都市計画課、水辺の学校整備事業、下水道課、大曲西部地区農業集落排水事業など、区画整理事務所関係では補償交渉の状況により整地または区画道路の予定と4～5件ぐらいしか予定がない状況だと伺っております。大仙市のB級・C級の土木工事業者は合わせて71業者もいるわけですし、それに対して4～5件しか発注予定がないということは、土木費に対して大変厳しい予算配分となっているわけですし、まず財政改革はしてください、仕事は出せではちょっと矛盾している言い方だかもしれませんが、来年度に向けてはあまり大きな事業に大量の予算を注ぎ込むよりも、市民が望んでいる身近な予算で多くかからない事業を数多く行ってもらえるように変えていく考えはないでしょうか、市長さんにお伺いいたします。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 関連しておりますので副市長から答弁いたします。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。久米副市長。

○副市長（久米正雄君） 来年度のことというふうなことでございますが、先程市長が財政の状況等説明したところでございますが、現在の市の公共事業については合併前に計画された、それぞれの市町村で計画された事業や、その後に実施計画で計画された事業を中心として今現在やっておるところでございます。まずこういう事業をある程度完結した段階で、もう一度その計画を作り直して、市民にどういう事業が一番身近で、どういうものを望んでいるかということ踏まえて計画をし直していかなければならないというふうに思いますので、来年度からすぐというわけには今現在の財政状況からしては非常に難しいというふうに考えております。

○議長（橋本五郎君） 17番、再々質問ありませんか。

○17番（菊地幸悦君） 将来的に考えていっていただきますようお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（橋本五郎君） これにて17番菊地幸悦君の質問を終わります。

次に、2番佐藤文子君。はい、2番。

○2番（佐藤文子君）【登壇】 それでは、一般質問の最後に日本共産党佐藤文子から質問させていただきます。

最初に、ごみの有料化とごみ処理対策についてお伺いたします。

まず最初に、ごみ有料化の基本的な問題についてお伺いたします。

ごみ処理は憲法25条と地方自治法の本旨にのっとり、全市民、全世帯を対象としており、文化的生活、公衆衛生の増進に資する上で地方自治体の根幹的な事務であります。そういう意味では、その経費は当然税金で賄われるべきものだと考えます。今般、一般廃棄物処理手数料の徴収としてごみの有料化が上程されましたが、手数料とは特定のものに提供する役務に対して徴収するものであるということは地方自治法227条に明記されております。このことから全市民を対象としたごみ処理に手数料を賦課するということは、地方自治法にも反しており道理があるとは思えません。税金の二重取りと受けとれるような問題なのではないかと思えます。これに対する見解を求めます。

次に、ごみの有料化の理由付けの問題について何点かお尋ねいたします。

ごみ有料化を取り入れるその目的、理由付けとして3点を挙げております。1つに、ごみの減量と再資源化の推進、2つ目に、ごみ排出量に応じた負担の公平化、3つ目に、ごみ排出に対する市民意識の改革の推進のこの3点を挙げております。

まず1番のごみの減量、再資源化の推進及び3つ目のごみ排出に対する市民意識の改革の推進、この仕事はまさに市長の責務として推進していかなければならない役割であります。減量と再資源化のための分別区分や収集体制、再生品の使用などの現状をどうとらえ、どのように推進していくのか、これらを検討し方針を市民に知らせ協力を求める、啓発する活動こそ先決なのであって、現状の施策の中でごみを出すなどばかりに有料化を求めるのは少し乱暴なのではないでしょうか。

年々増えるごみ、その大半が水であり、生ごみであるというこの現状。資源物回収はペットボトル、アルミ、スチール缶、不用ビン、古紙に限られ、布類や生ごみ、蛍光灯、乾電池、ビニール等々細分別化の余地はまだまだ残されているという現状。また、フリーマーケットや電動生ごみ処理器の補助による政策的効果は非常に少ないのではないかという現状。さらに再生品の使用やノー包装が市民にどれだけ定着しているのかというような問題など、減量と再資源化に向けた市の施策は、まだまだ緒についたところと



言えるのではないのでしょうか。有料化の前に市の責務として減量化、再資源化に向けた現状分析と抜本的施策を示すことこそ先決であります。市では住民説明会で家庭から出るごみの排出量を平成24年度までに23%を削減、資源ごみを22%増やすと説明しておりますけれども、その具体的手法、体制についてお知らせを願います。

次に、2番目の理由として掲げましたごみ排出量に応じた負担の公平化というふうな問題について述べてみたいと思います。

ごみを多く出す人は、あたかも分別や減量に非協力的であるかのようなとらえ方は誠に心外であり、実態を正しく見ていないのではないのでしょうか。排出量の多いのは、都市化が進んでいる街かそうでない街かで異なっております。地域別可燃ごみの搬入量を見れば明らかであります。可燃ごみの住民1人当たりの1年間の排出量は、多い順に大曲436kg、神岡363kg、協和258kg、西仙234kg、中仙221kg、太田は215kg、仙北213kg、南外153kgとなっており、大曲は西仙、中仙、太田のほぼ2倍、南外にいたっては2.8倍となっているわけであります。また、仙北、中仙、太田地域では、平成10年の排出量と比べ16年度には2倍以上に増加しております。これらはアパート建設や都市化の進展に伴ってのおのずとごみの排出量は増加することを示すものであり、大仙市全体の今後の開発の進展具合によっては、ごみはもっともっと増えることを物語っているのではないのでしょうか。

また、負担の公平化を理由に挙げておりますが、既に都市化が進んでいるところでは、ごみの排出量の多い順に、ほぼ比例するように市税や固定資産税額が高くなっているということであります。納税の面で排出量に応じた負担を市民は既に行っているわけあります。一部の人を除き市民の多くは、ごみの減量や分別収集、資源化には大きな関心を持っております。合併して2年半の短期間であっても市民は分別収集体制や排出マナーを守り、皆さんごみ出しをしているのではないのでしょうか。都市化が進み、生ごみ、草や木の枝など自宅で埋め立てることができなくなる状況はこれからはもっと拡大し、ごみを出さざるを得ないような状況が出てまいります。有料化で市民の意識改革を狙うという姑息な手段ではごみは減りません。合併直前に国の税制改悪により市町村民税の平準化が行われ、19年度からは税源移譲によって住民税は倍額となり、都市化の進展で固定資産税も上がるなど市民の税負担は大幅に増えております。文化的で公衆衛生の向上に資する生活基盤整備の一環としてごみ対策も市の重要な事務事業であり、抜本的で効果的な減量化・再資源化のあり方を構築する時期にきていると思いますが、見解を

伺います。

次、保育料の統一化についてお尋ねいたします。

若い世代の不安定雇用の増大や度重なる増税、社会保障の切り捨てなどから貧困は広がり、子育て世帯を大きく圧迫してきております。2006年11月の厚生労働省の第5回21世紀出生児童縦断調査の結果によりますと、4歳6カ月の子どもを持つ親の7割近くは子育て費用を「負担」と感じ、その中でも保育所や幼稚園にかかる費用と答えたのが80.7%と群を抜いて高い結果になっているようでありまして。2年前には内閣府が少子化社会対策に関する調査を行いました。その際にも保育料または幼稚園費の負担軽減が高値を示しており、なお子育て世帯の逼迫した状況は進んでいるわけでありまして。

さて、当市は合併に伴い各種サービスの統一化が図られてまいりましたが、当保育料については9市町村での料金格差が大変大きいことから、その調整も難を極めているものになっているようでありまして。しかし、いよいよ来春からの統一に向けて今調整が図られているとのことでありまして。私はこれまで合併直後から大曲の保育料の引き下げをはじめ、サービスは高く負担は低くという合併前提をこの保育料についても守るように求めてまいりました。とりわけこの貧困や格差の問題が深刻になる中、若者の雇用や賃金の悪化などがクローズアップされる今、ますます保育料の統一化は料金の低い方に合わせるべきだという思いを強くしているところであります。

そこでお伺いいたしますが、最近の若い世代や子育て世帯の生活の実態をまずどのように見ておられるのか。また、その上で平成17年3月策定の次世代育成支援行動計画について、来年度は見直しの時期でもあるようでありまして、この計画に盛り込んでおります経済的支援策の実施について、この実施しての評価、見直しに向けた今後の基本的な考えについてお尋ねいたします。

さて、保育料の問題であります。各地域料金格差が大きいことは前段で申し上げました。具体的に見ますと、最も高い大曲は所得税7万2千円未満の第2・第3・第4階層の中・低所得層においては、国の保育料基準額と同額の保育料となっております。一方、低所得層において国の基準額よりも大幅に引き下げているのは中仙に次いで協和、太田と続いており、西仙においては中所得層への軽減が非常に大きいわけでありまして。中仙のような低所得層の保育料を基準額より大幅に軽減している例は、実は全国的には特別なことではありません。全国の県庁所在地、政令指定都市、中核市の保育料表を見

ますと、民税非課税世帯は無料としている都市も13あるわけであり、ほとんどの都市が低・中所得層への大幅軽減を図っているのが実態であります。当市の保育料統一化に向けては、特に5階層までの低・中所得層の保育料が最も安い地域のこれまでの料金に設定するよう改めて求めるものであります。これへの見解とあわせ所得階層別園児数とその割合についてお尋ねいたします。

質問の3点目、子どもの医療費無料化に国が制裁とは、というふうなことでお尋ねいたします。

「子どもの医療費無料化、国が妨害、窓口減免すると補助金減」という見出しで子どもの医療費無料化を現物給付で実施している市町村に対し、国は補助金削減という制裁を行ってきたという事実が報道されました。削減額は、何と2000年から2005年までの6年間で約381億円にのぼるようであります。日本共産党の小池晃参議院議員に厚生労働省が回答したものであります。これに対し厚生労働省は、この現物給付方式について、窓口で支払わないと患者が増えてその分余計に医療費がかかるというふうな見方をして国保財政に対する国庫補助金を減額する減額調整措置を行ってきたというのであります。当市では全県に先駆け小学校6年生までの無料化を現物給付方式で実施し、市民から大変喜ばれ、全県の注目が寄せられているところであります。国の減額調整措置という制裁の影響も少なからずあると考えますが、現状はどのようになっているのかお伺いいたします。

また、地方分権を推進する国がこのような制裁をすることは分権の趣旨にも逆行するものであり、住民福祉と地方自治にも反するもので許されるものではありません。制裁をやめるよう国に強く繰り返し求めていくべきだと考えますが、どのように対応されているのかお知らせいただきたいと思っております。

質問の4番目に生産者米価の行方と農家、地域経済についてお尋ねいたします。

今年も実の秋を迎えますが、米の相場に影響を与える農協から「60kg7,000円」という数字が提示され、農家には大変な不安が広がっています。生産者米価をめぐる今年の変化は農協の経済事業を担当する全農が決めた内金・追加払い方式として、出荷時に60kg7,000円を払い、あとは売れた金額に応じて追加払いをするというものになったようであります。農協の提示する米価は米相場に影響し、米価引き下げの圧力にもつながる問題です。7,000円では追加払いでもせいぜい1万円程度ではないかといったように、農家の嘆きが広がっているようであります。米の生産費は

2006年度産米全国平均で60kg当たり1万6,800円余りで、5ha以上の大規模農家であっても1万2千円程度はかかっており、1万円という米価では到底生産費にも及びません。米価1万円というのは、まさに経済財政諮問会議の作業部会が安い外国産米に対処する、1万円以下の価格で作らなければ米作放棄も考えろといった露骨に主張している財界の言いなりの安倍内閣の農業切り捨て政治を背景としているのであります。

1995年の外国産米輸入開始の前には、生産費をもとに政府が買い入れ、それ以下にならないよう下支えがありました。しかし、自由化後は食管制度は廃止され、輸入米の在庫があっても米価は市場で決める仕組みとなりました。売れなければ産地の減反面積が増える仕組みを導入し、米の消費減もあって早く売り切りたいという思いで安売り、一層の下落しやすい状況を作ってきたわけであります。政府はわずかな備蓄米購入だけにして古米を安値で放出するなどして、むしろ引き下げを誘導してきました。共産党は十分な備蓄米とともに生産原価を農家手取りの差額を国が補てんして生産者米価の下支えをする不足払い制度を主張しているところでありますが、この不足払い制度というのは既にアメリカでも実施しているようであります。

さて、当市は全国一の米出荷を誇る米生産基地であります。認定農家、集落営農組織体も県内の中でも多く形成されており、大規模経営化が進んでおります。それに伴い、肥料や高度な農機具、基盤整備の進展により高くなった土地改良費、共済費など多額な支払いが待ち受けているわけであります。今年の生産者米価の行方は、農家に大きな不安を与え、影を落としているようであります。地域経済にも大きな打撃を与えると予想されるものであります。市長は今年の米価をめぐる問題と農家、地域経済に与える影響、さらに対応策をどのようなお考えでいるものか教えていただきたいと思っております。

最後に、出前行政サービスについてお尋ねいたします。

高齢化が極端に進んだ地域は農村ばかりではなく都市部にも広がってきております。高齢者一人暮らし、高齢世帯は市中心部にも多く、買い物や通院、市役所での用足しなどタクシーを使わざるを得ないという家庭が増えてきております。わずかな年金で頻繁なタクシー利用も困難だとある市内の女性から要望として出された点について申し上げます。

公民館での支所業務のない大曲市街地では、諸証明を発行してもらうためには市役所まで出かけなければできません。循環バスが通っているわけでもなく、路線バスは乗り

継ぎで、やっぱりタクシーを利用せざるを得ないのであります。こうしたお年寄りが諸証明書を気軽に発行していただけるように取り寄せられるよう、地域の集会所や児童館を活用し、週1回、あるいは2週間に1回でもいいので出前行政サービスを行ってもらえないかというものであります。合併前なら近所に住む市職員にお願いしたりもできたが、合併後は職員も減り、異動も広域となって、ましてや個人情報保護の点からも難しくなった。大曲市街地の問題だけではなく、こういったことは支所や公民館から離れた地域に住む高齢者には共通して思っている不便な点ではないでしょうか。是非ともあたたかでやさしい行政の取り組みとして、この出前行政サービスについてのご一考をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

以上で質問を終わります。

○議長（橋本五郎君） 2番佐藤文子君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 佐藤文子議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、ごみの有料化と処理対策についてであります。

はじめに、ごみ処理手数料の法的根拠につきましては、かつての廃棄物の処理及び清掃に関する法律の中で、条例の定めにより手数料を徴収することができるという規定がありましたが、地方分権一括法の議論の中で地方自治法と個別法との関係が整理され、地方自治法の規定に基づいて手数料を徴収することができることになったため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律から平成11年に手数料規定が削除されております。

ごみ処理につきましては2つの側面があり、一つは生活環境を保全するため公共サービスとして地方自治体が責務を行うという性質であります。もう一方は、住民個々の利益のためになされる役務の提供という側面であり、こうした観点から市と個人との間で1対1の役務提供の関係が成立していることから、特定の者に対する事務であるということを手数料徴収の根拠としております。

このため環境省は、平成17年5月26日に示した廃棄物処理基本方針の中で、経済的インセンティブ（動機付け）を活用した一般廃棄物の排出抑制、排出量に応じた負担の公平化を図るため、家庭ごみの有料化の推進を図るべきということをやっております。

次に、家庭ごみ有料化計画の目標達成施策につきましては、家庭ごみの有料化制度は減量化手法の一つとして経済的動機付けを活用した発生抑制、排出量に応じた負担の公平化及び住民意識の改革を行うものであり、今般策定した家庭ごみ有料化計画では市民

の経済意識に訴えて減量化、再資源化を促すもので、家庭から出されるごみの排出量を発生抑制、分別の徹底により平成18年度比23%削減し、資源ごみにあつては有料化の対象としないことで分別意識のさらなる高揚を図り、平成18年度比で22%増の目標値を設定したものであります。

また、経済的な動機付けに加え、目標達成に向けて実施する施策としましては、有料化制度による排出時の意識改革が持続するよう、ごみの量、ごみ処理経費の推移について広報、住民説明会を通じ周知を図るとともに、受け皿整備としての資源ごみ収集品目の拡充、トレー、発泡スチロールの拠点回収、生ごみ減量化対策として現在の電気式生ごみ処理機購入費助成制度の充実、市民・事業所が行う独自の取り組みへの支援を検討しており、今後策定する一般廃棄物処理基本計画に盛り込みたいと考えております。

次に、抜本的なごみ処理対策につきましては、これまでの生産、消費、廃棄という社会経済システムでは環境に対する様々な問題を引き起こしており、特に焼却、埋め立て処分を中心とした廃棄物対策は、地球温暖化、資源枯渇への影響が大きいことから、資源循環型社会の構築に向けた廃棄物対策が課題となっております。このため平成14年度に大仙美郷環境事業組合のごみ処理場、リサイクルプラザの稼働に合わせ本格的にごみの再資源化に取り組んでまいりました。大仙市となってからは、旧市町村で異なっていたごみ収集体制を統一するとともに、市民団体への「ごみ講話」や市広報によるごみ減量化、再資源化の意識啓発を図った結果、平成18年度の資源ごみ収集量は平成16年度に比較し560t、約18%増加し、工業製品の再資源化については一定の成果が表われていると認識しております。

しかしながら、ごみの約80%を占める燃やせるごみについては、人口が減少傾向にあるにもかかわらず増加に歯止めがかからない状況にあります。

今般の家庭ごみ有料化は、こうした状況を踏まえ、ごみ減量化、再資源化の一手法として実施するものでありますが、これに加え工業製品についてはさらなる減量化、再資源化、再使用の取り組みを推進したいと考えております。また、中期的生ごみの減量化、再資源化が大きな課題であると考えており、目標達成のためには市街地と農村部の地理的条件や戸建て住宅、アパートなど生活様式の違いに応じた市民が取り組みやすい多様な施策に対する支援メニューが必要と考えております。

本市は、合併3年目を迎えましたが、平成20年度は現在仙北市で処理している中仙地域のごみが大仙美郷環境事業組合で処理されることにより全市統一のシステムとなり、

新しい最終処分場も稼働いたします。

また、ごみ処理対策については、ハード面だけではなく、不法投棄・不法焼却の防止、適正排出など、児童、生徒、市民、事業所の意識啓発などソフト面も重要な取り組みと考えております。

こうしたことから、本年度において平成20年度から10年間を計画期間とする一般廃棄物処理基本計画を策定する予定でありますので、この計画の中で体系的なごみ処理対策を定め、市民、事業所、行政が一体となった施策を推進してまいりたいと考えております。

質問の第2点は、保育料統一化についてであります。

はじめに、若い世代や子育て世代の生活実態につきましては、近年の経済・社会環境の変化に伴って雇用形態にも変化が表われ、雇用期間や時間の短い非正規雇用者が増加していることや、実質賃金の上昇はほとんど実現してないこと、また、地方圏では雇用の改善の動きが鈍いことなど雇用を取り巻く環境は依然厳しいものとなっております。

こうした背景を受けて、当市におきましても保育所入所世帯の就業形態や生活の状況は多様化しておりますが、入所児童数の最も多い第4階層の平均所得額は217万円で月額換算で18万1千円となることから、子育て世帯の生活実態は決してゆとりのある状況ではないものと思っております。

次に、次世代育成支援行動計画の子育てに対する経済的支援策であります。乳幼児福祉医療給付事業及びすこやか子育て手当金支給事業は、他市町村と比較しても手厚い制度として実施しておりますし、経済的支援策以外の事業としても乳幼児健康診査や歯科検診をはじめ、学校生活支援事業など市単独事業として実施しており、全県的にも高いレベルでの子育て支援を行っているものと考えております。

また、合併時より実施しておりました父子手当支給制度につきましても今年度から支給額を拡充したところであり、子育て世帯における負担の軽減に努めております。

後期行動計画につきましては、平成22年度から26年度までの5カ年計画となりますが、社会情勢の変化や国・県の制度との整合性も考慮しつつ市民が求める子育て支援を把握するためのアンケート調査を実施し、市民ニーズを的確に把握した上で、より効果的な支援策を21年度中に策定したいと考えております。

次に、保育料の問題についてであります。保育料の統一にあたっては徴収基準表の階層区分のうち、3階層以上は同じ階層にいても所得の格差が大きいことから、国の基

準を細分化し保育料の負担感をできるだけ緩和する方向で検討しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

最後に、各階層における人数と割合であります。本年9月1日現在の認可保育所全園児数1,990人のうち、第1階層が6人で0.3%、第2階層が253人で12.7%、第3階層が352人で17.7%、第4階層が548人で27.5%、第5階層が481人で24.2%、第6階層が297人で14.9%、第7階層が53人で2.7%となっており、第4階層と第5階層の2つの階層で全体の5割を超えております。

質問の第3点、医療費無料化に対する国の制裁に関する質問につきましては市民生活部長から、質問の第4点、米価をめぐる問題に関する質問につきましては農林商工部長から、質問の第5点、出前行政サービスに関する質問につきましては総務部長からそれぞれ答弁させていただきます。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。老松総務部長。

○総務部長（老松博行君） 質問の第5点、出前行政サービスについてお答え申し上げます。

高齢者に対する行政サービスにつきましては、急速に高齢化が進む中でその必要性並びに重大性が增大している状況にあります。

こうした中、諸証明等の交付業務につきましては、大曲庁舎では平日午後7時まで行っております。また、休日であれば取りに行けないという方には、前もって電話でご予約いただければ土日・祝日・年末年始を問わず大曲庁舎及び各総合支所で受け取りができるようになっております。さらに、定額小為替による郵便での請求及び交付も行っているところであります。

議員ご提案の出前行政サービスの実施につきましては、配置する職員の確保、需要の把握、地域間のバランス等の問題もあり、現時点では困難であると考えておりますので、現行のサービスをご活用いただきたいと思います。

なお、今後は個人情報保護に留意いたしまして、地域に住む市職員を利用しての諸証明等の配布サービスも視野に入れ検討してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。元吉市民生活部長。

○市民生活部長（元吉峯夫君） 質問の第3点、子どもの医療費無料化に対する国の減額



措置についてお答えいたします。

減額措置の現状につきましては、乳幼児医療にかかわらず一人親世帯の子、心身障害者など秋田県で行っている福祉医療費制度で一部負担金を引き下げ、かつ病院窓口で自己負担金を支払わない方式、いわゆる現物給付を行っている全州市町村に対し、国では国民健康保険財政の療養給付費負担金及び普通調整交付金の国庫補助金の減額措置を行っております。

平成18年度の大仙市の国庫補助金の減額は、合わせて約4,500万円と計算しております。

次に、国の減額措置の廃止につきましては、秋田県が東北・北海道・新潟ブロック課長会議の要望事項といたしまして国に提出しております。今後も県を通じまして国の方に要望してまいりたいと存じております。

以上でございます。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。藤原農林商工部長。

○農林商工部長（藤原 薫君） それでは、質問の第4点の生産者米価の行方と農家・地域経済についてお答え申し上げます。

農家への米仮渡し金額は、60キロ当たり平成16年が1万3千円、平成17年が1万2千円、平成18年が1万1,650円と毎年下がり続けている状況であります。

本年産米は全農が概算金方式で最初に支払う内金を7千円とし、全農の各都道府県本部の判断で上乘せを決め、さらに不足があれば12月以降に追加払いを行い、その後最終精算するということでもあります。

農家・地域経済に与える影響につきましては、本市の平成17年度の農業産出額は総額で230億円で、そのうち米が71%の163億円となっており、米への依存度が極めて高くなっていることから、概算金方式で実施されますと制度資金の償還や資材の支払い等が滞る恐れがあるなど、農家経営、地域経済に及ぼす影響は非常に大きいものと考えてございます。

本市の対応につきましては、米の消費量が落ち込んでいることが米価の低迷の大きな要因の一つとなっておりますので、米消費拡大の推進に努めるとともに流通における販売戦略の構築にも努めまして、全国トップブランドとしての「秋田せんぼく米」の確立をさらに進め、より高い価格で販売できるようJA等関係機関と連携を図りながらPRに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本五郎君） 2番、再質問ありませんか。はい、2番。

○2番（佐藤文子君） ごみの有料化問題について幾つかお尋ねいたします。

経済的動機付けをさせるというふうなところが強調されましたけれども、資源化がまず増えて、資源化、ペットボトルなど工業製品の再資源化が非常に増えているというふうな答弁もありました。それはあくまでもやっぱり市民に対する分別収集体制の充実と、それから資源化の体制が市民に広がってきている、こういう体制の充実が工業製品の再資源化が進んでいる大きな原因なのであって、これについてはかなり市民の間には定着してきているものであり、今でも十分にこれらについては分別・排出がしっかり行われてきているのではないかと思います。問題はやっぱり生ごみを主体とする可燃ごみが8割以上、87%ぐらいを占めているのですけれども、これの減量化をどうするのかというふうな点で、今のこの可燃ごみの中に含まれている生ごみの問題、それから布製品、こういったものをしっかり分別体制がないままで有料化するというふうなことは、ごみを出すなどと言われても大変困るわけでありまして。そういうふうな意味で私は有料化をする前に、こうした可燃ごみの分別、収集体制、そしてその適切な、適正なごみ処理体制を構築することが先決でないかというふうな立場で申し上げたのですが、いずれごみの減量と再資源化に向けた市民の経済的動機付けと言われておりますが、今有料化すれば動機付けとなるのは減量化と再資源化への動機付けというより、むしろ何としてこの40円以上もするごみ袋を少しでも使わないように節約するかという方向に市民の意識が働くのではないかと私はむしろ思います。そうすると、まず駆け込みのごみ出しが来年6月、新しいごみ袋に替わるまでの間の駆け込みのごみ出し量は、もうこれは膨大になるのではないかというふうな点がまずあります。それから、袋を少しでも使わないようにするために、ぎゅうぎゅう詰めにしてごみを出すようにする。これでは収集業務に携わる業者の皆さんは結構大変になるのではないかというふうに思います。それから不法投棄がこれははっきり増えるのではないかというふうに思うのです。合併して不法投棄にかかる回収費用というふうな不法投棄対策費というふうなのは、16年、合併直前には5百数十万で、全市で5百数十万ありましたけれども、それが漸減して3百数十万円になっているわけですが、この有料化に伴ってこの不法投棄対策費というふうなものは、むしろ大きく増やさなければならない事態になるのではないかというふうなことが考えられます。それから、また家で燃やす、畑や何かがある人たちは現在でも埋めてい

るわけですがけれども、いずれ川に流したり不法投棄もそうですけれども、家で燃やしたりするという行為もまた増えてくるのではないかと。こういったこの現在の分別収集体制、それから再資源化体制の中では、有料化すればこういった事態が私は明らかに起こってくるのではないかとというふうに思っているわけです。そういうふうな意味で、こういうふうな心配というふうなものほどのお考えなのか、考えつくようであれば教えてくださいとありますが、そこでやっぱりこの生ごみの半分、5割から6割が水、生ごみというふうに、可燃ごみの5～6割が水と言われる生ごみの、やっぱり再資源化に向けたこの対策というふうなものをやっぱり今考えないと、むしろ不法投棄やらそういった啓発活動などそういったところに予算を結局回さなければならない、後手後手に回るとはならないかというふうな思いで、その点をまずお尋ねいたしたいと思います。

それから、保育料の問題ですけれども、第4階層・第5階層と言われるところに、第3階層ですか、第4階層ですね、が最も、半分以上が集まっているというふうに言われておりますけれども、いずれ月々18万円程度の人たちが大変この保育料、これは高く納めるのが大変と。大曲なんかの場合にはこの階層に対しては非常に高い……ですね、これを見ますと、第4階層7万2千円未満の皆さんは、大曲は国の基準額どおりに徴収していると。そして第5階層については月々4万500円ですね。3歳以上児については3万4千円というふうな、非常にこの高い保育料を納めてきているわけでありまして。今この保育料が一番この若い世代にとって、子育て世代にとって最も負担の大きなものになっているわけですので、これは質問でも言いましたけれども、最も安い料金に設定してやるというふうなことは決して予算的にも無理はないと私は思っておりますので、もう一度この点は検討を是非お願いしたいと思います。

あとこの農業の問題で、答弁の中で非常に大変になるだろうという答弁でありました。実際問題、今年のこの米価によって秋に納めなければならないいろんな出費、これの準備がしっかり整えられないような農家が増える、そうした場合の対応というふうなものは、支払いを待ってもらえるものなのかそういった点での秋に待つ支払いに向けての農家への対策とかそこら辺についてはどのようなお考えを、何か考えはないものなのか、その辺、この3つについてお尋ねしたいと思います。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 佐藤文子議員の再質問にお答え申し上げます。

最初に経済的動機付けということで今のごみを有料化することによって減量につなげ

たいという体系で今いろんな施策を考えているところではありますが、議員にご指摘していただいた様々な問題については、住民説明会や、あるいは市議会の中でも問題にされたり、指摘されたり、心配されたりしたところでもあります。ただ、このままでいきますと、今ようやく最終処分場の完成が近づいておりますけれども、この最終処分場も15年、今のままでいきますと15年しかもたない、そういう設計になっております。15年以上のものは作れないということでもありますけれども。そういう中でやはり議員ご指摘のとおり中・長期的なしっかりした計画をやっぱり我々今作っていかねばならないと思いますけれども、この件につきましては現在、10年間の基本計画の中で中期的な計画を作りながら、この15年の処分場を20年、あるいは25年使えるような仕組みにしていかなきゃならない、そういう中で考えていかなきゃならないと思っております。心配しております不法投棄の問題とか様々な課題につきましては、十分これらを我々も検討しながら実施に入っていきたいというふうに思っています。既に成功している自治体も結構ありますので、そういう自治体の事例なども十分参考にしながら、こういう自治体ではそういう問題は現在のところあまり起こっていないというふうに聞いておりますので、しっかりそういう先行した自治体の事例等を研究しながら、市民の皆さんのご協力をいただきながら減量化に向けて進めていきたいと、こういうふうに思っています。

それから、保育料の関係でありますけれども、私はその保育料だけの問題ではなくて子育て全体の問題として、今、子育て世代が非常に経済的には非常に苦しい状況にあるというふうに述べております。保育料、授業料とかという問題だけでなく、子育てに対してどう我々が支援をしていったらいいのかという視点で我々大仙市の施策は組み立てているつもりであります。この保育料そのものだけ取り出して議論するのではなくて、様々その医療費の問題であるとか、児童クラブの問題であるとか、あるいは健診の問題であるとか、様々な形の中で我々子育て対策を実施している、そういう視点の中で議論をお願いしたいなと思っております。いずれ常任委員会等でもまた議論になると思しますので、その辺のところをよく議論していただきたいなと思っております。

それから、全農関係の概算払いの問題についてですけれども、非常に我々も心配しております。ただ、片方では集荷業者としての農協系全農があつて、片方では商経の皆さんもおります。この問題については全農が全国的な仕組みの中でこういう形をまず、7千円を基本としてという形で出したものであります。各県の何ていうんですか全農の

支部っていうんですか、昔の経済連、この段階で、例えば新潟とか、それは米所の様々なやり方で、全国的な基準は7千円のようにありますけれども、1万円で概算払い、その辺のところはやっぱりその集荷団体の経済行為なのかなというふうに考えます。この件については県会でもいろいろ議論になっているようでもありますので、我々大仙市単独でという仮に何らかの対策を講ずるにしてもなかなか難しいのではないかなと思いますので、県を含めて、秋田県の米をどうするかという視点の中でこの対策、経済連、全農、プラスの対策というのは全県レベルで考えられるという問題が出てくるのではないかなという気がいたします。そういう中で考えてみたいと思います。

○議長（橋本五郎君） 2番、再々質問ありませんか。はい、2番。

○2番（佐藤文子君） ごみの有料化問題、最後になりますけれども、市長答弁の中で手数料の問題で私言いましたけれども、いわゆるこの今回の手数料の位置づけというふうなもの、これは市対一戸、一市民との間というふうなことが法的に成り立つというふうなことをおっしゃいましたけど、私はそれは非常に詭弁だと思います。いわゆる道路だとか、それから学校、こういったものなんかはほとんどやっぱり市の行う直接事業であります。責務としてやらなければならない仕事、固有の事業です。ごみ事業もその一環だと私は思います。そしてしっかり手数料を取っておられるのは、直接清掃センターに持ち運びをされる皆さんは、しっかり手数料を支払って出しているわけです。そういったところでちゃんとそれぞれ特定の個人に受益が特定の個人に行われる場合に取られる手数料というふうなものは既に今やっているわけです。市が行う収集業務、そしてごみ処理対策というふうなものは、これは全市民、全世帯を対象にしているわけでありますので、当然そのために市民は税金を納めてやっているわけでありますので、やっぱりあくまでもこれは有料化ではなく、市の事業としてやっていかなければいけない問題だというふうに思います。例えば水道だとか下水道はちゃんとお金を取っているのではないかと思いますけれども、水道事業や下水道事業というのは、始めた当初はまだまだやっぱり特定の市民にかかわる事業だったわけですので、そういった意味で受益者負担というふうなものを伴う手数料の徴収、使用料の徴収というのは私はいいと思いますが、例えば水道などが全市民100%に上水道が広がった際には、基本料金はやっぱり取れないのではないかなというふうな考えは持っております。これはちょっと跳ねた考えでしょうけれども、いずれにしても全市民に共通して行われる市の事務事業というふうなものは税金で行うべきものであり、ごみ清掃事業というものはその一環なのであって、この有

料化というふうなものはやっぱり認められないというふうなのが私の結論でありますし、是非この有料化撤廃を求める立場から再三申し上げて私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋本五郎君） これにて2番佐藤文子君の質問を終わります。

---

○議長（橋本五郎君） 日程第2、議案第153号から日程第14、議案第165号までの13件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、12番。

○12番（金谷道男君） 一般質問の続きで、また同じような話になって大変恐縮ですが、私も今議案となっておりますごみ処理手数料の件について質問させていただきます。

基本的には私は一般質問の中身のことを繰り返すつもりはありませんが、これは一般廃棄物の処理基本計画に基づき、その中でこういった手数料のこととかを絡めていくべきものだというふうに思っておりますけれども、そこら辺のところをいつその基本計画、先程市長の答弁の中にもありましたが、今年度中に作るというお話でしたけれども、その計画の施行といいますか実際のその計画に基づいて動くタイムといいますか実行の時期と手数料を徴収するというところの時間帯を、私は一緒にするべきだというふうに考えているのですが、その点どう考えているのかお尋ねをいたします。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 市民生活部長から答弁させていただきます。

○議長（橋本五郎君） 元吉市民生活部長。

○市民生活部長（元吉峯夫君） 一般質問でもお答えいたしましたけれども、基本計画は平成20年度から10年間の計画でございます。したがって、有料化も20年度からということでその計画の期間内、計画の時期に合わせて行うというふうなことで考えております。今年度末に基本計画は策定するというような予定でございます。

○議長（橋本五郎君） はい、12番。

○12番（金谷道男君） そうすれば、私はこのことは非常に重要な問題だと思います。その一般基本処理計画策定するときには、やっぱり市民と協働でないといけない事業だということは再三市長も一般質問の答弁の中で述べているようですので、是非その計画の中には市民が何をどうすれば、いわゆる協働ででき、そして自分たちの経済負担も少なくできるのかということが明確にならないと、なかなかこのごみ処理の問題というの

は私は解決しないと思います。過去に実際に手数料を賦課して実施した自治体の先例を見てみましても、かなり呼び戻しといいますか、当初は下がりますけれども量が依然として変わらないということがどうもあるようであります。そうなりますと政策目標が非常に曖昧になるなというふうに私も感じております。だからそうならないように、是非減量も、それから市民の意識改革もできるようなそういうことをやるということになれば、相当市民と私はお話しないとだめだと思います。今回の手数料の話につきましても市長の行政報告の中にもありましたが、市民に説明会やったといいましても三十何カ所608人、確かに集まらない市民が悪いというような話になればこれはまた論外ですけれども、そうではなくて、やはり大事なことなので、私は時間をかけてもやっぱり作り上げていくべきものなのでないかなというふうに思いますので、この後この計画をしっかりと立てた上での手数料という話になるように、これはこの後委員会の方でしっかり議論していただくことだと思いますので、私今日はこれ以上話しませんが、その中で一つの方法として広く薄く取るという方法もあると思いますけれども、それこそ量に合わせた負担をしていただくというそういう考え方も私はあると思います。そういうものも検討したのかどうかということも本当はお聞きしたいのですが、委員会の方にそういうことはやっていただくこととして、是非実のあるような政策になるように、これは何といてもやっぱり新たな負担を市民に強いる内容ですので、十分理解してもらってから私共も決断しないと、それこそ負託に応えられないということになると思いますので、ひとつよろしくお願いします。

以上です。

○議長（橋本五郎君） ほかに。はい、22番。

○22番（本間輝男君） 議案第158号に対して若干質問いたします。

教育委員会の方に質問いたしますので、簡単明瞭で結構です。

幼稚園の保育料の値上げに関しまして、5千円を6,500円に一律1,500円の値上げを来年度から実施するという内容でございますが、提案理由の中に「園児数は減少してきた。経営として成り立たない」という理由付けがあったわけでございますが、この値上げの問題については先程来佐藤文子議員が申し上げたとおり、保育料、幼稚園の問題へと関連するわけでございますが、合併協議の中でおそらく3年後の見直しをかけるというような話し合いがなされたということからして、当然その延長線にこの問題があるのかどうか、それが第1点。

第2点は、私が求めた資料によりますと、幼稚園の定数は1, 150人に対して51%の584人しか就園率がないと。ということは、先程来保育料が高いというような中で幼稚園は定額制の中で給食費、教材費等含めましても低いわけです。こういう中で、なぜこの幼稚園の就園率が低いのか、これは行政サイドで誘導しているものがあるとするればその理由付け。

第3点、財政が厳しい中での値上げということでございます。先程市長は、利益者の負担の適正化を求めるために子育て支援には手厚い保護をしている本市にあつては、利益者の方々にこの適正な負担を求めるのだというような答弁をされておったわけですが、実際的に子どもを持つ親として月額1, 500円の値上げというものは非常に負担を感ずるのは当たり前のことであります。私自身はこの問題をとらえるときに、ただ単に予算がないからということでは申し上げるのではなくて、利益者である父兄及び市民の方々に、いかにこれを理解していただきながらご了解をいただき、そしてそれを実施していくことこそ教育委員会という姿であると考えます。その感を強くする中で利用者である、負担者である市民の方々に説明がきちんとされておらないという感じを強く持ちますが、このことについての認識をお伺いいたします。

さらに、今、佐藤文子議員も申されたとおり、子育て支援云々について県も大変なる努力の中で見直しもかけるようではありますが、大仙市全体として幼稚園、保育園に対する児童というものは、1人当たりどのぐらいの経費を投入しているのか。制度上からいって児童福祉法とか学校教育法という難しい法律の中で制度上の違いは当然あることは事実でございます。私も市民を代表する一人として、幼児教育の大切さは身にしみる一人でございますが、幼児1人当たり保育園、幼稚園に対する市としての投入額はどのぐらい見ておるのか、また、されておるのかお答えいただきたいと思えます。

先程来、次の質問としては、幼稚園、保育園の問題の中で保育所そのものの園料の、保育料の是正という問題が先程来たくさん出てまいりました。しかしながら市民一般として申し上げれば、保育園も幼稚園も制度としては違いは理解するけれども、同じ子どもを持つ人間として、同じように同じベースの中で教育を受けさせたいというのは市民の一致した考え方だと思います。このことについての教育委員会の見解を求めます。

さらに最後になりますが、来年度より幼稚園、保育園の指定管理者制度は、ほぼ確実な状態の中で、明年度から指定管理者制度に移る前に幼稚園の値上げをするということは、いささか危惧される状態にあると私は考えます。まずやる前に値上げをして、そし



て指定管理者に任せると、それでは前後左右が違うような気がしてならないわけです。そこいら辺の認識をどう考えているのか、最終的に私自身は1,500円の値上げをすることによって行政として880万円の増収をねらえるようでございます。市役所職員1人分の給与でございます。行政削減の中にこそこういうものは値上げをせずに、市民一般の方々の目線の中でとらえることが一番大事だと思いますが、教育委員会の見解を求めます。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。三浦教育長。

○教育長（三浦憲一君） ただいまの質疑につきましては、教育次長の方から答弁させていただきます。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。今井教育次長。

○教育次長（今井 聰君） 本間輝男議員のご質問にお答え申し上げます。

はじめに合併協議の経過措置なのかについてであります。幼稚園保育料は旧市町村時代に2,500円から7,500円とまちまちであった額を、合併協議におきまして中間の5千円に調整した経緯がありました。合併調整時から3年が経過し、少子化による園児数の減少や取り巻く環境の変化などから幼稚園保育料の見直しが必要となったものです。

次に、幼稚園入園率が低い理由についてであります。核家族化が進んだ上、共働きの家庭が増えたことなどが考えられます。

次に、利用者負担についてであります。各種使用料についてサービスを受ける人が一部費用を負担し、税などの市民全体の負担は増やすべきでないとするアンケートの結果から、本来あるべき受益者負担の考えのもと、保育料を改定し利用者負担を求めるものであります。

また、値上げについて保護者等に説明不足ではないかというご指摘であります。まずはじめに議会の皆様にご説明し、十分ご協議申し上げてから保護者のご理解をいただきたいと思っております。

次に、幼児教育に係る市民負担であります。幼稚園と保育園では文部科学省と厚生労働省と管轄する官庁も違い、運営形態や補助金等の交付金も異なるため単純に市民の負担を比較することはできないところであります。しかし、平成17年度決算状況から幼稚園全体で3億9,000万円、うち保護者負担が4,041万円、約10.3%の負担となっております。市の負担が3億5,050万円、89.7%の負担となってお

ります。また、公立の保育園になりますけれども、公立保育園全体では9億7,600万円、うち保護者負担が1億6,300万円、約16.7%の保護者負担となっております。市の負担は8億1,300万円、83.3%の負担となっております。

次に、差額の是正についてであります。それぞれ幼稚園教育要領、保育所保育指針の目標が達成させるよう幼稚園では幼児教育、保育園では保育が提供されていますが、就学前教育から小学校への円滑な接続の推進のため、その教育内容にはほとんど違いはなくなってきました。幼稚園では3歳児から就学前の子どもに1日4時間の幼児教育、保育園ではゼロ歳児から就学前の子どもに約8時間の保育が提供されております。現在大仙市では先生1人当たりの園児数が幼稚園で約10人、保育園で約5人となっております。教育や保育時間、担当する園児数などから、保育園に係る経費や保育料が高いことは明らかであります。今回見直した結果、保育園に比べ幼稚園の保護者負担率が低いことがわかりました。したがって、全国の平均的な公立幼稚園保育料と保育園の保護者の平均負担率を参考に、保護者のご理解の得られる額に設定したところでありますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、最後になりますが、法人化移行前の値上げの理由についてであります。値上げの理由は先に述べたとおりであり、法人化とは関係ありません。今後も園児の入園状況や環境の変化に応じて3年毎に見直しを図っていきたいと考えております。また、幼稚園経営費のほとんどが人件費によるものであることから、今後、民間の活力を導入した法人化への移行や認定こども園に向けてコスト削減に努めてまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（橋本五郎君） 22番。

○22番（本間輝男君） 最後になります。教育長にお伺いします。

指定管理者制度の導入前で、あくまでもこれはそういうものとは関係ないという答弁いただきましたが、この制度そのものについて指定管理者にする最大の理由と根拠というものと、この今の値上げとどうとらえるのか、教育長、あなたの考え方ひとつお聞きします。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。三浦教育長。

○教育長（三浦憲一君） 基本的には法人化への移行との関連づけた値上げではないということは今説明させていただきました。

それから、法人化への移行については、やはり方向としては全国、あるいは秋田県の

状況を見ますと、民間幼稚園等が現在大変多い状況であります。そういう中で、ある意味では競い合いながら子どもたちのために幼稚園も経営していくという視点が必要だと思っておりますので、私たちはそういう流れのもとに動いているというふうな認識を持っております。

以上であります。

○議長（橋本五郎君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） これにて質疑を終結いたします。

時間が12時でありますけれども、引き続き続行したいと思いますけれども、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 議案第157号及び議案第160号の2件は総務常任委員会に、議案第161号は企画産業常任委員会に、議案第153号から議案第155号、議案第158号、議案第164号及び議案第165の6件は教育民生常任委員会に、議案第156号、議案第159号、議案第162号及び議案第163号の4件は建設水道常任委員会にそれぞれ付託いたします。

---

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第15、議案第166号を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

議案第166号は、それぞれ所管する各常任委員会に付託いたします。

---

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第16、議案第167号から日程第20、議案第171号までの5件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

議案第170号及び議案第171号の2件は教育民生常任委員会に、議案第167号から議案第169号までの3件は建設水道常任委員会にそれぞれ付託いたします。

---

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第21、決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

資料配付のため暫時休憩いたします。

午後12時02分 休 憩

.....

午後12時03分 再 開

○議長（橋本五郎君） 休憩前に引き続、会議を開きます。

お諮りいたします。平成18年度大仙市一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定審査を行うにあたり、平成19年第4回定例会まで、ただいまお手元に配付いたしました決算特別委員会委員選任一覧表のとおり、27名の委員で構成する決算特別委員会を設置したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、平成19年第4回定例会まで、27名で構成する決算特別委員会を設置することに決しました。

---

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第22、決算特別委員会委員長、副委員長の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。先程設置されました決算特別委員会の委員長及び副委員長の選任につきましては、議長において指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

決算特別委員長に15番大野忠夫君、同副委員長に29番竹原弘治君を指名いたします。

---

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第23、議案第172号を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

議案第172号は、決算特別委員会に付託いたします。

---

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第24、議案第173号を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

議案第173号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

---

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第25、議案第174号を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

議案第174号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

---

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第26、請願第14号から日程第28、請願第16号の3件を一括して議題といたします。

本3件は、お手元に配付の請願文書表のとおり、企画産業常任委員会に付託いたします。

---

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第29、陳情第52号から日程第38、陳情第61号までの10件を一括して議題といたします。

本10件は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、それぞれの所管する各常任委員会に付託いたします。

---

○議長（橋本五郎君） お諮りいたします。各常任委員会審査のため、9月11日から9月17日までの7日間、休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、9月11日から9月17日までの7日間、休会することに決しました。

---

○議長（橋本五郎君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会し、来たる9月18日、本会議第4日を定刻に開議いたします。  
大変長時間ご苦勞様でございました。

午後12時08分 散 会